

番号	1. (1)
項目	<p>定期的に災害時要援護者プラン検討会を開催し、令和3年5月に改訂された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の内容を盛り込みながら、「大阪市高齢者施設等防災マニュアル Ver. 2.8」・「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル Ver. 1」のバージョンアップ及び研修会の実施を早急をお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、貴連盟とともに取り組んでいる「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」・「福祉避難所・緊急入所施設設置・運営マニュアル Ver. 1」の作成及び改訂等の際、貴連盟と本市の関係部局で構成する「災害時要援護者プラン検討会」を開催させていただくことで、その内容に関する意見交換をさせていただいております。令和3年5月に内閣府から示された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の内容を踏まえながら、「災害時要援護者プラン検討会」など意見交換の場で議論し、今年度中にマニュアルのバージョンアップを行いたいと考えております。</p> <p>また、現在貴連盟が実施している研修会や訓練における、マニュアルのバージョンアップに関する研修について、本市として協力していきたいと考えております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	1. (2)
項目	緊急入所・福祉避難所への移送に入る前に新型コロナウイルス感染症抗原検査の実施、また、感染予防に必要な備品（消毒液・マスク等）について、支援をお願いしたい。
<p>(回答)</p> <p>本市では限りある医療資源のもと、国の疑似症例の定義などにに基づき、発熱等の症状がある方や濃厚接触者などに対して迅速かつ確実に PCR 検査を実施しています。</p> <p>検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、関係機関の協力のもと、市内に 5 か所の検査場を設置・運営しています。</p> <p>また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターを設置するとともに、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されています。</p> <p>本市においては、災害時の避難者用として消毒液とマスクを備蓄しております。</p> <p>さらに、災害時には協定締結団体及び企業等から、避難所の運営に必応な物資の供給を受けることとなっており、福祉避難所等における必要な物資の確保に努めることとしております。</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389

番号	2. (1)
項目	各区役所で実施される訓練等で、福祉避難所・緊急入所施設の協定を締結している施設・事業所においては研修会及び訓練等を実施し、各区の足並みをそろえていただきたい。
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和4年4月1日時点で、市内 359 施設の社会福祉施設等にご協力をいただき、福祉避難所・緊急入所施設（以下「福祉避難所等」という。）として協定締結または指定しているところです。</p> <p>また、これら協定締結した施設との福祉避難所開設訓練の実施や、自主防災組織など地域の防災訓練との連携に努めています。</p> <p>しかしながら、区と施設が連携した福祉避難所開設訓練等ができていないところもあることから、今後とも、災害時における円滑な福祉避難所等の運営をおこなっていただけるよう、区と施設が連携した訓練等の実施に向け取り組んでいきたいと考えております。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	2.(2)
項目	大規模災害等に備えて、福祉避難所・緊急入所施設と区役所の対応窓口の明確化を早急に回答いただきたい。
	(回答) 本市としましても、災害時における福祉避難所・緊急入所施設との連絡体制の構築は必須と考えておりますので、協定締結した施設に対して、各区より災害時および平常時の連絡先を確認するなどの連携強化を図ってまいります。
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	3.(1)
項目	国通知においても、災害時の福祉支援体制の整備にあたって、施設間応援協定の必要性が示されていることから、事業継続していくためにも、引き続き、災害時の相互応援体制の訓練等の実施をお願いいたします。
<p>(回答)</p> <p>本市では、高齢者施設等は自力で避難することが困難な方が多く利用されている施設であるとともに、福祉避難所としての機能も期待され、地域の防災機能向上に資する施設であると考えています。</p> <p>災害時に福祉避難所として、円滑にその機能を発揮するためには、被害状況の把握、要配慮者の受け入れのための準備、情報収集等が必要となりますが、これらの活動については、貴連盟が実施している小規模災害を想定した施設間の相互応援協定体制の訓練と共通する内容が多いため、これまでも貴連盟とともに実施してきたところです。</p> <p>今後も、引き続き貴連盟とともに防災機能向上に関する取組みの支援に努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番号	4.(1)
項目	<p>令和3年7月16日水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について、すでに提出されている施設や事業所も多くありますが、BCP作成にも関わることから、想定が大きく見込まれる高潮等の避難確保計画作成については、どのような場所への避難確保計画を作成していくかなどの具体的な説明会や研修会の実施をお願いしたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>高潮等による浸水想定を踏まえた避難確保計画の作成につきましては、専任の職員より対象施設に対し個別に電話や電子メールにて連絡や相談を行い、また計画作成方法を解説した動画を作成して大阪市ホームページに掲載する等の計画作成支援を行うことにより、令和3年度には計画作成対象となる全施設から避難確保計画の提出を受けました。</p> <p>今後新たに開設する要配慮者利用施設につきましても、専任の職員より、個別に電話や電子メールにて連絡や相談を行う等、きめ細やかな方法により作成支援を行ってまいります。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-8841</p>

番号	5. (1)
項目	大規模災害に対する備蓄物品の支援をお願いしたい。
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、社会福祉施設等にご協力をいただき、福祉避難所等として使用することに関する協定の締結を進めております。</p> <p>福祉避難所等の設置にかかる必要物資の調達については、社団法人日本福祉用具供給協会をはじめ、団体、企業等との間で、大規模災害が発生した場合における協定を締結するなど、福祉避難所等において必要な物資の確保に努めることとしております。</p> <p>しかしながら、行政機能の回復や物資の調達に時間がかかる場合を想定して、施設におきましても最低限の物資の備蓄にご協力をお願いしているところです。</p> <p>今後におきましても、施設及び施設関係団体等と連携を図り、災害時における円滑な福祉避難所等の運営に必要な物資の確保に努めてまいります。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7380

番 号	6. (1)	
項目	介護報酬改定で各施設には、感染症 BCP や大規模自然災害時 BCP の策定が義務付けられたところであるが、特に自然災害時の「導入編」研修、「実践編（他施設の BCP を確認）」研修、「訓練編（図上訓練）」研修など段階的なカリキュラムを、市老連主催・大阪市共催など、計画・実施をお願いしたい。	
<p>(回答)</p> <p>介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないもので、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であり、この間、新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応等により、皆様方には事業運営に大変ご苦勞をいただいていることと存じます。</p> <p>必要なサービスを継続的に提供するため、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（以下、「BCP」という。）の策定が重要であることから、令和 2 年 12 月 14 日付けで国から事務連絡が発出され、感染症や自然災害が発生した場合に備えた BCP 作成のためのガイドラインと、各ひな型が用意されたところで、本市のホームページにおいても掲載しております。</p> <p>その後、令和 3 年 4 月に国の基準省令が改正され、BCP の策定が義務付けられましたが、3 年間の経過措置が設けられており、令和 6 年 3 月 31 日までは努力義務となっております。各施設・事業所におかれましては、当該ガイドランを参考に具体的対応を検討していただき、各ひな型をご活用の上 BCP を作成いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、厚生労働省のホームページには、これまで新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護施設・事業所等における対応等から、今後の対応の参考になると考えられる事例について、事例内容に加え、同様の事例が起こった場合の「対応策の例」、「事例からの学び」等がまとめられています。</p> <p>図上訓練・シミュレーションに関しては、実際に行ってみることで気づくことも多く、様々な場面を想定して議論や訓練を行うことが重要ですが、その際の参考資料としての机上訓練シナリオが用意されています。</p> <p>また、BCP の作成支援に関する研修動画がサービス類型ごとにまとめられ掲載されております。これらを活用いただきながら、サービスの継続に向けた取組をお願いいたします。</p> <p>段階的なカリキュラムの研修につきましては、サービス種別や施設の構造等によって異なるため、実施方法には工夫が必要かと存じますので、市老連主催での実施にあたりましては危機管理室等と連携して可能な限りご相談に応じてまいります。</p>		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 危機管理室 危機管理課	電話：06-6241-6310 電話：06-6208-7380

番号	6. (2)	
項目	<p>6. BCPの問題について</p> <p>(2) BCP作成にあたり、特に高潮等の被害想定が予想される地域における施設入所避難については、避難場所の想定が現実的に難しいため、高潮等の被害想定が全くない地域との間での市内の広域的な避難者受入れ協定締結など具体的な対応策の検討、対応をお願いしたい。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>過去最大級の巨大な台風が接近する場合、早めの避難の呼びかけを府知事からの「府民へのメッセージ」などと連携して台風最接近の1～2日前を目安に本市から発信します。</p> <p>本市では「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」（平成26年10月改訂）を策定しており、社会福祉施設等との連携・協力体制の構築について、「福祉局、健康局及び子ども青少年局は、社会福祉施設が被害を受けた場合に、入所者の生活支援を相互に行うことができるよう、市内だけでなく市外も含めた社会福祉施設同士で相互応援に関する協定を締結するなど社会福祉施設相互間の協力体制を構築するよう働きかけます。」と規定しております。</p> <p>また、高齢者施設の防災・避難対策につきましては、「大阪市高齢者施設等防災マニュアル」において、「災害に応じた避難方法の検討について」等にて掲載しているところです。</p> <p>さらに、福祉局では災害発生時、大阪市災害対策本部が独自では十分な応急措置が実施できない場合、指定都市間で締結している「21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書」に基づき、近隣都市民生主管部局（神戸市・京都市・堺市）へ、高齢者等で施設への入所又は通所を必要とする方の受入れ等について応援を要請することとしております。</p> <p>なお、本市では、南海トラフ巨大地震等による津波発生時に、行政区を越えて津波被害のない区へ避難する「津波浸水区域外での災害時避難所確保計画（2次避難計画）」を作成し、市民等の生命・安全を確保することとしています。</p>	
担当	<p>危機管理室 危機管理課</p> <p>福祉局 総務部 総務課（総務グループ）</p> <p>福祉局 高齢者施策部 高齢施設課</p>	<p>電話：06-6208-7388</p> <p>電話：06-6208-9911</p> <p>電話：06-6241-6530</p>